

竹若茂國議員に懲罰処分

甲賀市議会は、9月議会開会日の9月2日の本会議で、竹若議員（市民クラブ）に、6月議会での副市長への質問の中での発言について、陳謝させる懲戒処分を賛成多数で可決しました。それをうけて、議会本会議で竹若議員は陳謝文を朗読しました。

今回の懲罰は、6月議会での一般質問での発言に対して、6月議会で、甲賀市議会会議規則第151条に反し、著しく議会の品位を損なうものであるとして、懲罰動議（提出者—服部治男・辻重治—清風クラブ、田中將之—公明党、山岡光広—日本共産党、谷永兼二—無所属）が出され、13名の懲罰特別委員会を設置。安井直明委員長を選任後、4回の委員会を開催、9月2日「懲罰に科すべき」との委員長報告を行いました。

本会議では委員長報告に対して、質疑のあと、討論では小西議員が日本共産党を代表して賛成討論を行いました。反対3名、賛成3名の討論の後、採決の結果懲罰処分となったものです。（以下小西議員の発言要旨）

議員としての認識と品位が問われた発言

発言の経過と要点

今回の懲罰の対象となったのは6月19日の一般質問で竹若議員が「部落開放・人権政策確立要求びわこ南部地域実行委員会から甲賀市が退会することに関する質問の中で、「同和地区の数、軒数」を求めたことに関する発言です。

竹若議員は、副市長に対し「地域の実態を知っているか」「同和地区が何か所あり、何軒あるか」、「数を言うぐらいい問題ない」と質問したことによるものです。

この発言は、今日の同和問題の到達と課題からして、見過ごせない、議員としての認識が問われる発言です。議員間や行政との政策論争とは性格の違う問題です。

問題のポイントは何か

そもそも竹若議員の一般質問の主旨は、南部地域実行委員会からの退会を見直し、継続すべきとの主旨です。

今日同和行政の終結に向けた課題の中で、同和の特別対策をやめ、必要な施策は一般施策としてすべての市民を対象とすることです。そのためにも同和行政の終結こそ差別解消の道であることは、2002年に国の特別法が失効した経過に沿えば当然の措置です。

その特別施策をなくすには、地域指定をなくすことが前提となることから、地域指定がなくされ、現在甲賀市には同和地区は存在していません。

このことについて、平成21年6月議会で当時の安田副市長が、「法律上同和地域と規定するものはございません。そういう中で市として同和地域として法律的に把握するものはございません」と明確に述べ、さらに自立支援委員会（すでに廃止）なるものが問題との指摘を受け、「自立支援委員会と市はいっさい関係がない。対象地域があるとすれば、自立支援委員会の中でのことであ

る」と答弁しています。

同和問題を温存、解決の妨げとなる発言

こうした経過を正確に認識しないで、地域指定に固執し同和地区の存在を前提とすることは、南部地域実行委員会からの退会に反対することあわせ、同和問題を温存することに通じています。

そしてそのことは、今日の同和問題の解決に逆行するものであるといわなければなりません。

同時に、この発言は、いまだ差別に悩み、同和問題の早期解決を願う住民の思いを無視した発言であることは明らかです。

市議会会議規則、地方自治法が懲罰の根拠に懲罰

「インターネットで一般に公表されているのでなんら問題ない」との、本人の弁明や反対意見がありましたが、問題とされているのは、見解の相違とは別の話です。議員である公人としての認識と品位にかける発言であることは明白です。

議員の発言と責任はどうあるべきでしょうか

反対討論で、懲罰が議員の発言に制限を加えるなどの意見がありました。

もとより、議会は言論の府であり、会議原則の第一に、「発言自由の原則」があげられているなど議員の発言に関して不当な制限や干渉はすべきではありません。

しかし、発言が自由であるからといって、どんな内容も許されるものではありません。議会での発言は、議員としての品位とともに社会的常識と事実と裏打ちされた発言が求められることは当然です。

それだけに発言者は自己の発言に責任を持つ必要があります。

みなさんのご質問、ご意見をお寄せください。

日本共産党

甲賀市議員団ニュース

2014年9月9日 NO146



安井 直明
土山町前野 541
Tel 67-0147
Fax 67-1660



山岡 光広
甲南町森尻 16
Tel 86-2985
Fax 86-0415



小西喜代次
信楽町勅旨 456
Tel 83-0765
Fax 83-0765